

# 古文書倶楽部

【発行】

秋田県公文書館  
古文書班  
2005.9  
第4号

## 只今『宇都宮孟綱日記』 翻刻刊行校正中

当館では、旧県立図書館時代以来、藩政史料の翻刻・刊行事業を行っており、これまで『国典類抄』(全十九巻)・『御亀鑑』(全七巻)・『渋江和光日記』(全十二巻)を刊行してきました。これに続くのが、幕末の秋田藩家老である宇都宮孟綱の日記です。

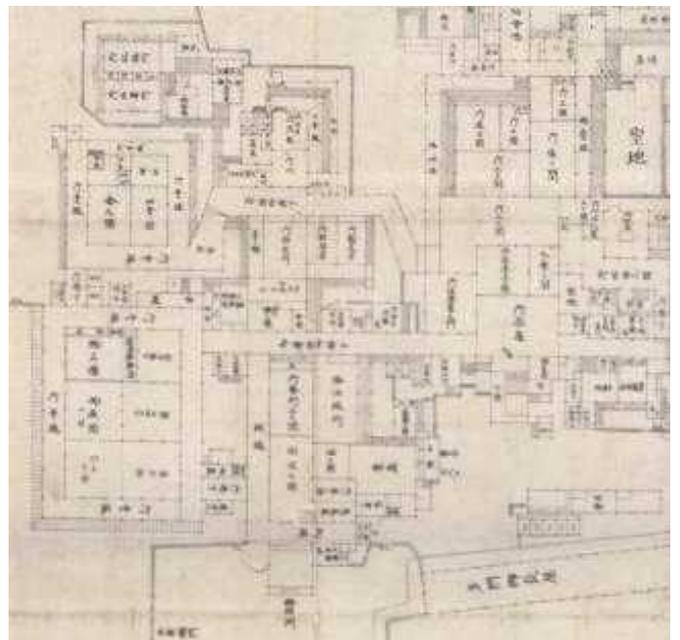
宇都宮氏は、下野国の戦国大名でしたが、豊臣秀吉による改易後、佐竹氏に従い秋田に移り、引渡の家格に待遇される重臣となりました。世禄は七百八十石で、江戸時代を通じて五人の家老を輩出しています。

この五人目が宇都宮孟綱(武治・四郎・帯刀・鶴山)で、家老及び隠居後の家老加談を二十八年間勤め、幕末期の秋田藩政を担っています。

今回は翻刻作業中に見た印象的な記事を紹介します。

### 「家老職」拜命の場面

天保十二年(一八四二)六月晦日、孟綱は催促により登城し、御評定所畳椽へ行きます。すると、家老眞壁甚太夫より「屯ノ間」で待つよう指示がありました。家老拜命の部屋は「陰之間」で、甚太夫同様に脇差を取り、中務(東家佐竹義祚)と甚太夫に見守られながら、藩主義厚の正面に着座し家老職を申し渡されました。



御城内御座敷廻絵図(県 C169)

しかし「家老職は御相手番と違い重職で、私では務めにならない」と辞退を申し出ます。結局藩主の「格別の思召」であることを含められ、受けることとなります。奥ゆかしいと思うのは早合点。一旦断るのが当時のしきたりなのです。(面白いのは、セレモニーの直後には甚太夫の隣に着座し、ただちに家老の職務に就いていることです。本当に断る気なら、就任直後から仕事には就きませんよね。きっと、家老になる気満々で登城したのでしょ。)

### 幕府老中水野忠邦の罷免について

天保十四年(一八四三)閏九月十四日、天保の改革失敗の責任を問われ、水野忠邦が罷免されます。その夜水野屋敷前に千人を超す群衆が集まり、投石や門の破壊、そして辻番をボコボコにする騒動となり、軍勢が動員されてやっと鎮圧したという事件が記されています。

他にも色々な興味深い記事がありますが、それは次号以降で紹介していきます。ともかく、『宇都宮孟綱日記』第一巻は来年三月刊行予定です。乞うご期待！  
(伊藤成孝)

# 今月の渋江和光日記

『スッポンが食べたい!』

医者からスッポンを勧められた渋江和光。頭の中は、スッポン、スッポン。

天保十年（一八三九）八月四日、和光は家来の佐藤市郎兵衛と鐘持の林蔵に「明日にでもスッポンを釣ってこい」と命令を下す。

ところが八月五日は藩主佐竹義厚の娘・鑑姫の月並精進の日（六月五日三歳で没）。スッポンを食べている場合じゃない!

されど隠居の和光はお気楽。「跡にて存候得は切々あしき事なり」と反省の色は見せるものの、「気がつきませんでした」で終了。

佐藤市郎兵衛と林蔵が向かった先は寺内村の烏沼。ところがスッポンは釣れない。

すつほん二は無之、きつこつ亀きつ釣候由にて本宅よ

り相達候。糸付候て指置候。喰候二八不相成候。

おいおい亀を釣ってこいよ!

八月十三日、諦めきれぬ和光に林蔵が吉報。「大きめのスッポンが売っています」代金は六貫五百文。（米価から換算して今の六万円くらい?）安くない!

されど隠居の和光はお気楽。代ハ本宅へ申遣候。「つまりは息子持ち。

こうして和光は念願のスッポンを入手するも調理法が分からない! さすが家来の勝村勘左衛門に「調べてこい」と厳命。

こうして一連のスッポン騒動の末、八月十四日渋江和光はスッポンを食べています。気になるお味は? 残念。そこまで日記に書いておりませんでした。（畑中康博）

## 古文書二ぼれ話

「追院」とも「退院」?

古文書を読んでいて、何げなく見落としがちな用語にふと気づき、調べてみるごことがあります。寛政七年（七九五）の「北家日記」に、春から「追院」となっていた元僧侶が、再び角館町龍泉寺に忍び入り、博奕をして見つかった事件が記されています。やがて、所預佐竹主計の名前で城下の天徳寺宛てに処置の問い合わせがなされましたが、一向に返答もないので直接藩の御用所に処置を伺い出しました。ところが天徳寺からこの僧侶が「退院」に処されたものと解する連絡があり北家は困惑しました。

間もなく藩の副役小田内又左衛門から北家に通達があり、「追院」の刑罰とするには確証が不足であり、また博奕に加わった人数も不明であるから、再吟味のうえ刑を定めるべしとの内容でした。結果は北家が博奕に拘わった者の調査を綿密に行い本人の「追院」が確定しました。

ここで気づくのは僧侶の処罰規定として散見する「追院」と「退院」の差異です。徳川幕府が定めた寺院に関する禁令などの内容を要約すれば、「退院」は刑を宣告した後、一旦寺に帰されてから追放となります。「追院」はそれより一段重く、判決後ただちに僧籍を奪われ完全な追放処分となります。日記のわずか数ページの中から僧侶の犯罪とその処置、そしてこの事件への佐竹北家と天徳寺側の対応の違いがわかって興味深いです。（加藤民夫）